

独占禁止法基本問題懇談会（第16回）議事概要

平成18年9月13日

- 1 日時 平成18年9月11日（月）13：30～16：15
 - 2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室
 - 3 出席者
 - 座長 塩野 宏 東京大学名誉教授
 - 座長代理 金子 晃 慶応義塾大学名誉教授
 - 委員 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - 榎野 信治 読売新聞東京本社論説委員
 - 神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
 - 小林 いずみ メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
 - 浜田 道代 名古屋大学大学院法学研究科教授
 - 角田 真理子 明治学院大学法学部助教授
 - 日野 正晴 駿河台大学法科大学院研究科長
 - 増井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
 - 村田 恒子 松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社法務グループマネージャー
 - 諸石 光熙 住友化学株式会社特別顧問
 - 山本 孝宏 弁護士
- （専門調査員） 中川 神戸大学教授
- （その他） 公正取引委員会 松山 経済取引局長
- （事務局） 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 土肥原 室長、別府次長、東出 参事官

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 高橋和之 明治大学法科大学院教授からのヒアリング
- (3) 公正取引委員会からのヒアリング
- (4) EC 競争法における金銭的不利益処分について
- (5) 閉会

5 高橋和之 明治大学法科大学院教授からのヒアリング

- (1) 高橋教授から、 憲法 39 条後段(二重処罰の禁止規定)と独占禁止法違反行為に対する刑事罰と課徴金の併科との関係、 罪刑法定主義、営業の自由と不公正な取引方法の規制の在り方との関係、について説明があった。(資料 1 参照)

- (2) これに対する質疑応答は概ね以下のとおり。

- ・二重処罰にあたるかどうかを判断するにあたり、行政制裁を併科することが、憲法 39 条後段の「刑事上の責任を問う」ことに該当するかどうかが大それたことであるが、「刑事上の責任を問う」ことに該当するかどうかの判断基準は何か。

刑事罰には道義的非難と違法行為の抑制という二つの性質・目的があるのに対し、行政制裁には道義的非難という性質・目的はない。そこが刑事罰と行政制裁の違いである。特定の行為に道義的非難の性質・目的を有するものを科すかどうかについては、立法府に広い裁量がある。

- ・違法行為の抑制のためにかなり多額の行政制裁を課するとした場合には、当該行政制裁は道義的非難という性質を有することとなるのか。

そういう議論の仕方も可能であろうが、あくまで行政制裁として捉え、行政目的を達成するために妥当かどうかという比例原則(罪刑均衡)の問題として整理できるのではないか。

- ・比例原則(罪刑均衡)に抵触しないかを検討する際には、刑事罰の違反行為抑制的側面と行政制裁の違反行為抑制的側面を「合算」して考えるべきであるということだが、行政制裁と比較して刑事罰では厳格な手続が保障されている。こうした中で刑事罰金を極端に少額とし行政制裁を極端に多額とする制度設計をした場合には、厳格な刑事手続が潜脱されることとなるのではないか。

行政上の目的を達成するために多額な行政制裁が必要であり、行政制裁として適正な手続が保障されているということであれば、刑事罰に比べて多額ということ自体がおかしいということにはならない。

- ・証券取引法には刑事罰と行政制裁の手続上の調整が規定されている一方、独占禁止法には規定されていない。独占禁止法にも規定するべきではないか。

刑事告発がなされた場合に行政制裁の手続を停止する規定がなければ、違憲になるということではなく、行政制裁の手続を停止した方が比例原則(罪刑均衡)の観点から判断しやすいということである。

- ・不公正な取引方法は、公正な競争を阻害する「おそれ」の段階で違反とするものであり、刑事罰や課徴金の対象とする場合には、構成要件の明確性の観点から問題があるのではないか。

公正な競争を阻害する「おそれ」のあるもののうち、公正取引委員会が指定するものが不公正な取引方法として禁止されるのであり、公正取引委員会の指定が明確であれば問題は生じない。

6 公正取引委員会からのヒアリング

公正取引委員会から、本年1月に施行された改正独占禁止法の施行状況として、課徴金減免制度の運用状況、犯則調査権限の行使状況、審査審判手続の適正性確保のための措置の運用状況等について説明があり(資料2参照)、これに対する質疑が行われ事実関係について説明があった。

7 EC競争法における金銭的不利益処分について

事務局から、先般改正が行われたEC競争法における金銭的不利益処分の算定方法に係るガイドラインの概要について説明を行った(資料3参照)。

8 今後の予定

次回の会合(10月10日)では、「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理」に対する意見・情報募集の結果について、事務局から報告するとともに、公正取引委員会から「論点整理」についてヒアリング等を行うこととした。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)